

蒲郡市公害防止等環境保全に関する指導要綱

(目的)

第1 この要綱は、蒲郡市における公害発生を防止し、環境を保全するための基本的な事項を定め、地域住民の快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において「公害」とは、事業活動その他の活動によって生ずる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいい、「環境保全」とは、大気、水、地質等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境の保全を図ることをいう。

(事業者の責務)

第3 蒲郡市内において事業活動を行う者（以下「事業者」という。）は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、環境を保全するため、その責任において必要な措置を講ずると共に、市が実施する公害防止等の環境保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境保全協定)

第4 市長は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和46年法律第107号)第2条に規定する特定工場（以下「特定工場」という。）を設置する者その他の公害防止等の環境保全を推進するために必要と認める者との間に、公害を防止し、環境を保全するための協定（以下「環境保全協定」という。）を締結するものとする。

2 環境保全協定は、市長が必要と認める事項について定めるものとする。

(立入調査)

第5 市長は、環境保全協定を締結する者に対し、公害発生のおそれのある施設の使用状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は関係職員による立入調査を行うことができる。

(勧告)

第6 環境保全協定を締結する者が、当該協定で定める公害の防止策を遵守しないとき、又は生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると市長が認めるときは、市長は、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(公表)

第7 環境保全協定の締結が必要であると市長が認める者又は環境保全協定を締結する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、その旨を公表することができるものとする。この場合において、市長は、あらかじめ、環境保全協定を締結する者に意見を述べる機会を与えるものとする。

- (1) 第4の規定による環境保全協定の締結を拒否したとき。
- (2) 環境保全協定を締結する者が第5の報告の求めに応じないとき。
- (3) 関係職員による当該事業所への立入調査を理由無く拒否したとき。
- (4) 第6の規定による勧告に従わなかったとき。

附 則

この要綱は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 24 日から施行する。